

よくあるご質問

No.	事項	質問	回答
1	施設等利用給付認定	兄弟・姉妹同時に申請します。施設等利用給付認定申請書や認定に必要な証明書類（「就労証明書」「妊娠・出産申立書」等）は、子ども1人につきそれぞれ必要ですか。	施設等利用給付認定申請書は子どもごとに必要になります。 認定に必要な証明書類は原本は1部で構いませんが、兄弟・姉妹分はコピーを添付してください。
2	施設等利用給付認定	施設等利用給付認定申請は毎年行う必要がありますか。	認定要件（保育の必要性）に変更がないかの確認を毎年10月に行います。そのため、施設等利用給付認定申請を毎年行う必要はありません。 しかし、認定要件によって有効期限が異なります。有効期限が切れ、引き続き施設等利用給付を受けたい場合は、再度認定申請を行う必要がありますので、ご注意ください。
3	施設等利用給付認定	保護者氏名の欄には、誰の氏名を記入すればよいですか。	基本的には世帯主である保護者の氏名を記入してください。 単身赴任など判断に迷う場合は、市役所保育課までご相談ください。
4	施設等利用給付認定	1号認定を申請する場合、就労証明書は必要ですか。	1号認定の場合は、申請書のみの提出で結構です。
5	施設等利用給付認定	求職活動で認定した場合、認定期間を超過した場合はどうなりますか。	求職活動から就労といった、要件の変更でない場合は、1号認定になります。
6	施設等利用給付認定の変更	認定通知を受けたあと、認定内容が変更になった場合、どのようにすればよいですか。	認定通知書の受領後、申請状況に変更があった際は速やかに「施設等利用給付認定変更届」及び確認書類を添えて、北名古屋市役所保育課へ提出してください。
7	施設等利用給付認定の変更	1号認定を受けましたが、2号認定に変更したい場合、どのようにすればよいですか。	認定通知書の受領後、申請状況に変更が見込まれる際は速やかに「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び確認書類を添えて、変更日までに北名古屋市役所保育課へ提出してください。
8	就労証明書	就労証明書は父、母両方とも必要ですか。	保育の必要性の要件として、両親ともに就労の場合、それぞれの勤務先での証明が必要になります。
9	就労証明書	勤務先が複数あります。それぞれの勤務先の証明が必要ですか。	それぞれの勤務先の証明が必要になります。しかし、1つの勤め先で基準（月60時間以上）を満たす場合は、基準を満たす勤務先の証明のみで結構です。
10	就労証明書	10月から勤務時間が増えます。どのように書けばよいですか。	10月からの予定を記載してもらってください。欄外に分かるように「10月からこのようになります。」といった記載をし、証明してもらってください。